

沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた 包括的連携に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）、沖縄労働局（以下「乙」という。）、一般社団法人沖縄県医師会（以下「丙」という。）、全国健康保険協会沖縄支部（以下「丁」という。）、独立行政法人労働者健康安全機構沖縄産業保健総合支援センター（以下「戊」という。）は、沖縄県の働き盛り世代の健康づくりに関する取組みを相互に連携・協力して推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 沖縄県の65歳未満男女の死亡率は全国平均より高く、かつ、悪化傾向にあり、また、労働者の有所見率が67.4%（令和元年速報値）と平成23年から9年連続で全国ワーストである。そうした県内を取り巻く健康状態が非常に厳しい中、事業者及び労働者を始めとする全ての県民が健康づくりに取り組む必要性を認識し、共有する必要がある。

そのため、本協定は、甲、乙、丙、丁、戊が相互に連携・協力して、沖縄県における事業場の健康経営や健康づくりの普及・促進を通じて働き盛り世代の健康課題を解決することで、健康長寿沖縄県の復活に貢献し、2040年までに平均寿命男女とも日本一を達成することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。

- （1）健康経営の普及・促進に関すること
- （2）定期健康診断における有所見率の改善に関すること
- （3）従業員（労働者）及び家族の健康診断及びがん検診受診、保健指導利用の促進に関すること
- （4）適切な血圧を管理する地域職場づくり
- （5）事業場からの定期健康診断データの保険者への提供に関すること
- （6）「うちなー健康経営宣言^(※)」への登録勧奨に関すること
- （7）施策を検討していくための健康診断データ等の分析結果の共有に関すること
- （8）健康診断データ等に基づく働き盛り世代の健康課題の抽出及び改善に向けた取組みの検討、実施に関すること
- （9）本条各項に関する周知啓発に関すること
- （10）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(※)「®健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

（協定書の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙、丙、丁、戊のいずれからでも終了の申し出がない場合は、この協定は更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙、丁、戊は連携・協力事項の実施により知り得た秘密及び個人情報を担当機関又は当該者の承諾なしに第三者に開示及び漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も有効とする。

(協定書の見直し及び解除)

第5条 甲、乙、丙、丁、戊のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙、丙、丁、戊で互いに協議の上、本協定の内容の変更又は解除を決定するものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊で互いに協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証明するため、本協定書を5通作成し、甲、乙、丙、丁、戊は、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月18日

甲 那覇市泉崎 1-2-2
沖縄県

知 事 玉城 康裕

乙 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 1号館 3階
沖縄労働局

局 長 福味 恵

丙 南風原町字新川 218-9
一般社団法人 沖縄県医師会

会 長 安里 哲好

丁 那覇市旭町 114-4 おきでん那覇ビル 8階
全国健康保険協会沖縄支部

支部長 宮里 博史

戊 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センタービル 2階
独立行政法人 労働者健康安全機構
沖縄産業保健総合支援センター

所 長 青木 一雄